

「学校いじめ防止基本方針」

令和5年4月1日

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

〈基本理念〉

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、および他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが身体に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

(いじめ防止対策推進法 第3条)

〈いじめの基本認識(いじめの定義)〉

いじめとは、児童生徒に対して当該児童生徒と同じ学校に在籍しているなど、一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該生徒の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめ防止対策推進法 第2条)

〈学校及び職員の責務〉

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれを対処し、さらにその再発防止に努める。

(いじめ防止対策推進法 第8条)

2 いじめ防止の施策

(1) いじめ防止の基本方針

① いじめの未然防止

(いじめ防止対策推進法 第15条)

〈基本的な考え方〉

いじめはどの子どもにも起こり得る、どの子どもも被害者にも加害者にもなる得るという事実を踏まえ、生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、すべての教職員が取り組む。

〈対応〉

- ・いじめ防止対策指針法を生徒、保護者に周知する。
- ・教職員も生徒に対する言葉遣いに気を使う。ただし、いじめが起きないためにも「ダメなものはダメ」の姿勢を忘れずに、時には厳しく指導に当たる。
- ・全校の教職員については「授業が勝負」という基本理念を念頭に置き、始業チャイムから授業内容の綿密なる計画、終了チャイムまでを集中した取り組みになるよう授業規律を徹底させ、「生徒指導」を念頭に置くことで、生徒一人ひとりの自己有用感を高める。
- ・学校だより、生徒指導だより、学年だより、学級だより等で学校からの情報を積極的に発信し、家庭からの情報を収集する姿勢も発信していく。
- ・年1回の三者面談、年3回の教育相談を行う(ただし3学期はアンケートのみ実施し、1・2年生は希望する生徒との面談)。学期に1度、生徒と個別に話す時間を設けて、人間関係の構築を図る。
- ・数多くの大人で見守る体制をつくり、安心できる学校環境を構築する。

- ・いじめが多様化している中で、携帯電話やスマートフォンを利用したネットいじめが社会的に問題となっている。年1回講師をお招きして講習会を行う。

②いじめの早期発見

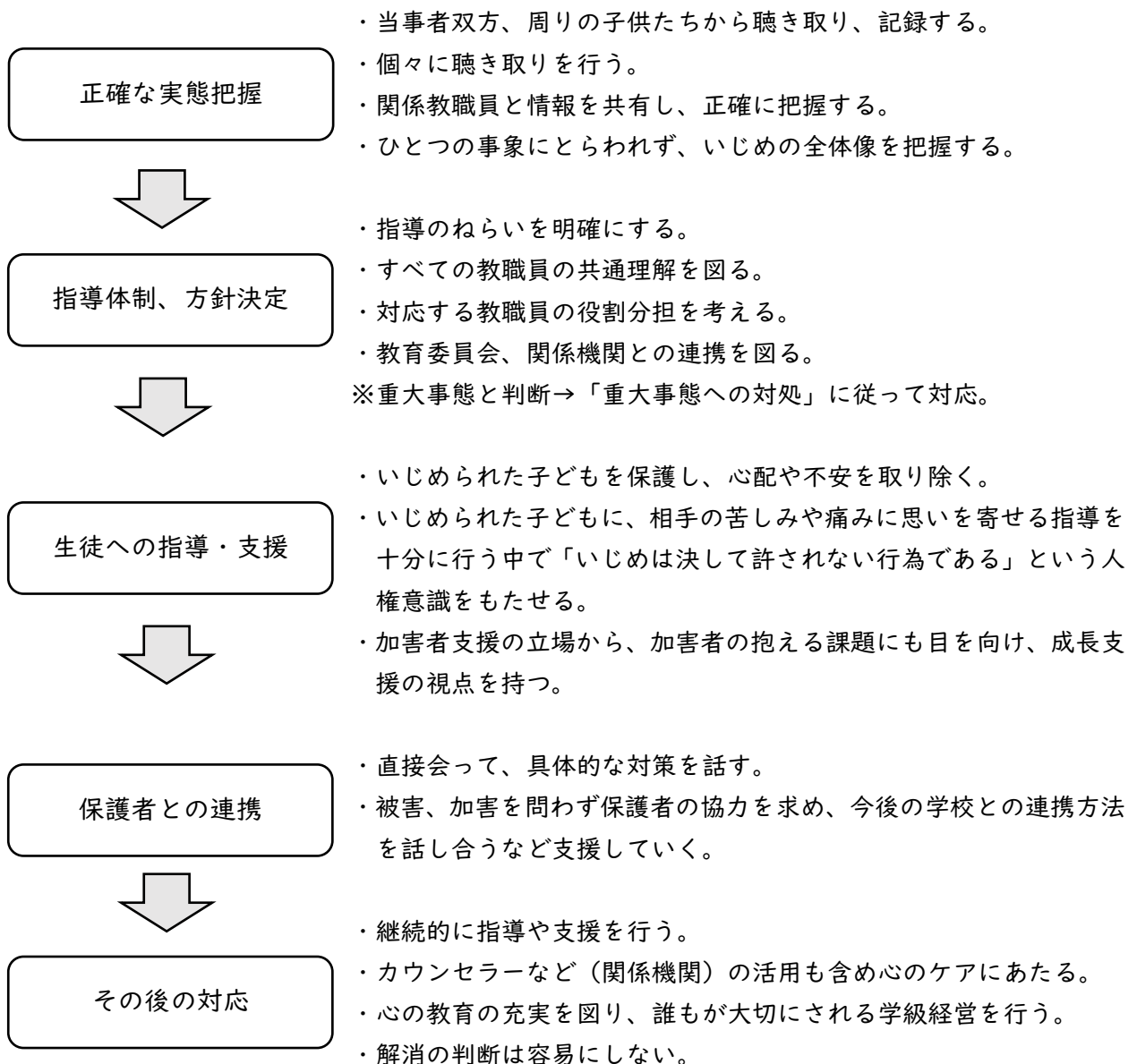
(いじめ防止対策推進法 第16条)

- ・普段から生徒の変化に気を配り、何気ない声かけを大切にすることで生徒との信頼関係を築く。
- ・学期ごと(年3回)に「アンケート」を実施し、その後、教育相談を実施する。心配な生徒については共通理解を図り、学年・学校体制で対応していく。
- ・夏休み前に三者面談や必要に応じて家庭訪問を実施し、生徒理解に努める。
- ・随時、本人や保護者からの相談に対応する。
- ・相談室にカウンセラーが週4日勤務し自由来室や予約制の相談により、早期発見に努めるとともに心のケアに努める。
- ・週1回の生徒指導部会と教育相談部会で情報を共有し、対応について検討するとともに、月1回の職員会議で情報を再確認し、学校体制で対応する。

③いじめが発生した際の対応

(いじめ防止対策推進法 第30条)

※一人で抱え込まず組織で対応し、いじめられている生徒を絶対に守り抜く。



(2) いじめ防止の組織

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

(いじめ防止対策推進法 第22条)

①名称及び組織構成等

〈名称〉

- ・いじめ対策委員会メンバー

〈構成員〉

- ・学校基本方針の策定、周知…全教職員
- ・日常的な業務（生活指導部会）…校長、教頭、生徒指導主事、教育相談、養護教諭、学年生徒指導
ライフカウンセラー、スクールカウンセラー
- ・緊急会議…上記構成員に担任、学年主任等を加えて会議を行う。

〈役割〉

- ・学校基本方針に基づく取り組みの実施、年間計画の作成、実行、検証、修正
- ・いじめの相談、通報の窓口
- ・いじめの疑いに関する情報の収集、記録、共有化
- ・緊急会議の開催、事実関係の聴取、保護者対応

(3) 重大事態への対処

①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（年間30日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(いじめ防止対策推進法 第28条)

○重大事案が発生した際は、次の通り速やかに連絡、報告を行う。

発見者→担任→学年生徒指導→生徒指導主事→教頭→校長→教育委員会

○教育委員会と協議の上、当該事案に対処するいじめ対策組織を招集する。

○上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施し、調査結果については、いじめを受けた生徒、保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

○調査結果を、教育委員会に報告する。

○調査結果を踏まえ、教育委員会の指導の下、いじめ問題の解決に向けて必要な措置を講ずる。

(4) 公表、点検、評価について

いじめ問題を隠蔽せず、学校いじめ防止基本方針が作り上げられているか、定期的に点検、評価を行う。

(いじめ防止対策推進法 第34条)

・学校だより、ホームページ等で「学校いじめ防止基本方針」の公表をする。

・いじめの統計を基に、年末・年度末（2回）に、職員会議の場で点検、評価し、評価結果を踏まえて改善に取り組む。

・毎年度、いじめに関する分析を行う。それに基づき未然防止、早期発見ができるよう職員で情報交換を行う。